

○ふくおか県央環境広域施設組合汚泥発 酵肥料頒布要綱

〔平成31年4月1日〕
告示第5号

(目的)

第1条 この告示は、し尿及び浄化槽汚泥を原料として汚泥再生処理センターで生産した汚泥発酵肥料（以下「野菜元気」という。）を農地等に還元することによって、農作物の栽培促進に寄与するとともに、健康で豊かな住民生活の実現を図り、もって資源循環型社会づくりに資することを目的とする。

(頒布日等)

第2条 野菜元気の頒布は、汚泥再生処理センターの使用停止日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間にこれを行う。

(頒布場所)

第3条 野菜元気の頒布は、汚泥再生処理センターのほか、組合長が別に定める場所で行う。

(頒布の方法)

第4条 野菜元気の頒布を希望する者は、実費として、1袋につき100円を納めなければならない。

2 組合長は、次の各号に掲げる者に野菜元気を頒布するときは、前項の実費を免除することができる。

- (1) 組合を組織する市町の機関
- (2) 公共の教育機関
- (3) 組合を組織する市町の区域内において景観の維持又は向上等の用に供する施設を管理し、又は運営する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、組合長が特に必要と認めるもの

(頒布の制限)

第5条 野菜元気の頒布は、組合の有する施設の生産能力の範囲内でこれを行うものとし、その生産量が頒布希望者を下回る場合にあっては、組合長は、頒布を制限することができる。

2 前項の場合において、組合長は、組合を組織する市町の住民からの頒布希望を優先するものとする。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。